

『中国反外国不当域外管轄条例』の公布・施行

—反外国不当域外管轄業務を、国家安全と位置づけ、安全と利益を損なう「外国の政府・組織・個人」の当該行為・関与行為に対する調査等権限、報復措置等を規定—

2026.04.15

CISTEC 事務局

本年4月13日、中国国务院令第835号『中華人民共和国反外国不当域外管轄条例』（同4月7日制定）が公布・施行された。本規定（全文20条、別添1仮訳）の主なポイントは、以下の通り。尚、報復措置の一つとして、「悪意のあるエンティティリスト」への掲載措置及び掲載者への報復・制限措置（第8条）が新たに規定されており、今後の動向を注視する必要がある。本条例につき、司法部責任者の記者への回答も公表されている（別添2仮訳）。

- 原則・目的：
 - ✓ 第2条で、反外国不当域外管轄業務を、総体国家安全保障観の一環と位置づけ、中国社会主義制度の維持、公正・合理的グローバルガバナンス体制構築を推進する旨を明記。
- 域外管轄権：
 - ✓ 第3条では、外国が、国際法等基本原則に違反して不当な域外管轄措置を実施し、中国の国家主権・安全・発展を脅かし、中国公民・組織の合法権益を損なう場合、中国政府は、相応措置（第3条）、域外管轄措置（第4条）を実施する権利が明記されている。
 - ✓ 尚、中国政府が当該行為に域外管轄権を有す一方、外国政府が同一行為に対し域外管轄措置の実施を主張する場合、双方は、国際法等基本原則の共同遵守に基づき、条約締結や外交ルート、所管部門間協議等を通じ解決することが出来るとしている。
日本企業として、双方規制・制裁の「板挟み」リスク対応上、今後動向に留意したい。
- 外国の不当な域外管轄措置に対する当局の識別・調査等権限：
 - ✓ 第6条で、当局は、外国の不当な域外管轄措置を識別し調査・対外協議等を行う権限が付与され、また関係組織・個人は、当局に対し識別業務に関する提案を行う事が出来るとしている。
又、一定基準（例示）に基づく識別の結果、外国の不当な域外管轄措置を構成する場合、公表が可能となり、いかなる組織・個人も外国の同措置を実行・協力してはならないとしている。
 - ✓ 尚、中国公民・組織が、特殊状況により、外国の同措置を実行・協力する必要がある場合、国务院法治部門に申告し、同意を得た上で、特定範囲内で関連措置を実行・協力できる、としている。

- 報復措置：

- ✓ 第7条では、中国政府は、外国の不当な域外管轄措置行為を評価し、リスク等級を定め、既存法規に則り外交、出入国、貿易、投資、国際協力、対外援助等の分野で報復措置を講じる権限を付与している。

- ✓ 第8条で、外国の不当な域外管轄措置の実施を推進・関与する外国の組織・個人を、悪意のあるエンティティリストに掲載し、反外国制裁法等に基づき、報復措置（以下の一つ又は複数）を講じ、公表することが出来る、旨を規定：

- (一) 査証発給拒否、入国禁止、査証取消、期限付出国、本国送還、国外退去

- (二) 関係者の中国国内就労、逗留、居留資格の取消・制限

- (三) 中国国内動産・不動産、その他各種財産の封印・留置・凍結

- (四) 中国国内組織・個人によるデータ・個人情報の提供、関連取引・協力等禁止・制限

- (五) 中国と関係する輸出入活動従事の禁止・制限

- (六) 中国国内投資の禁止・制限

- (七) それら製品、交通輸送手段の入国禁止・制限

- (八) 罰金

- (九) その他必要措置

(筆者補足) 反外国制裁法 (※) 第6条が規定する報復措置 (例示) よりも具体化されている

(※) CISTEC 解説「中国反外国制裁法の実施規定の公布について」(2025年4月2日)：

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250325.pdf

- ✓ 域外適用： 上記措置は、悪意のあるエンティティリストに掲載された組織・個人が実質的に支配・設立・運営に関与する組織にも適用可能

- 尚、以下の場合、当局に申請の上、同承認を前提に、以下の例外措置も規定されている。

- ✓ 報復措置対象となった組織・個人に対する同措置の一時停止、変更・取消 (第9条)

- ✓ 関係組織・個人が、特殊状況により必要な場合に、報復措置対象組織・個人との同禁止・制限活動の実施 (第11条)

- 中国公民・組織による訴訟・損害賠償請求：

- ✓ 第14条に、いかなる組織・個人も、外国の不当な域外管轄措置を実行・協力し、中国公民・組織の合法権益を侵害した場合、中国公民・組織は、人民法院に訴訟を提起し、損失を賠償するよう請求可能の旨を規定。

◎中華人民共和国反外国不当域外管轄条例（2026年4月）

https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065398.htm

◎中国司法部の責任者が《中華人民共和国反外国不当域外管轄条例》について記者質問に回答

https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zcid/202604/t20260413_533752.html

以上

中華人民共和国令

第 835 号

《中華人民共和国反外国不当域外管轄条例》は 2026 年 3 月 27 日の国務院第 82 回常務会議で可決され、今ここに公布する。公布の日より施行する。

総理 李強

2026 年 4 月 7 日

中華人民共和国反外国不当域外管轄条例

第一条 国家の主権・安全・発展の利益を守り、中国の公民・組織の合法權益を保護し、国際法を基礎とする国際秩序を守るため、《中華人民共和国国家安全法》、《中華人民共和国対外関係法》、《中華人民共和国反外国制裁法》等の法律に基づき、本条例を制定する。

第二条 反外国不当域外管轄業務は総体国家安全観を貫徹させ、発展と安全を統一的に計画し、国内・国際を統一的に計画し、中国の特色ある社会主義制度を守り、より公正で合理的なグローバルガバナンス体系の構築を推進するものとする。

第三条 中華人民共和国は独立自主の平和外交政策を堅持し、覇権主義および強権政治に反対し、いかなる国のいかなる口実、いかなる手段による中国の内政干渉に反対する。

外国国家が国際法および国際関係の基本準則に違反して、不当な域外管轄措置を実施し、中国の国家主権、安全、発展の利益を脅かし、中国公民・組織の合法權益を損なった場合、中国政府は相応の措置を講じる権利を有する。

第四条 中国政府は中華人民共和国の法律および中華人民共和国が締結または参加する国際条約、または対等の原則に従って、中国と適切な関連性を持つ行為に対して域外管轄措置を実施し、国家の主権、安全、発展の利益を守り、中国の公民・組織の合法權益を保護する権利を有する。

中国政府は前項の規定に従って関係する行為に対して管轄権を有し、外国国家が同一の行為に対して管轄措置の実施を主張した場合、双方は国際法および国際関係の基本原則の共同遵守に基づいて、条約締結または外交ルート、主管部門の協議等を通じて解決することが出来る。

第五条 国は外国の不当な域外管轄に対応するための関連業務メカニズム（以下、業務メカニズムと略）を構築整備し、外国の不当な域外管轄業務への対応を統一的に計画・調整する。

国務院の関係部門は職責分担に従って外国の不当な域外管轄に対応するための具体的な業務を担当する。国務院の関係部門およびその他の関係機関は外国の不当な域外管轄措置の識別、対応業務における協力・連携および情報共有を強化しなければならない。

第六条 国務院の法治部門は他の関係機関と共同で外国の不当な域外管轄措置の識別業務を行い、調査および対外交渉等を行うことが出来る。関係する組織・個人は国務院の法治部門に識別業務を行う提案を提出することができる。

外国の不当な域外管轄措置の識別業務を行う際、以下の要素を総合的に考慮しなければならない：

- (一) 国際法および国際関係の基本原則に違反しているか否か；
- (二) 外国国家による域外管轄の行為と当該国との関連性は適切であるか否か；
- (三) 中国の国家主権、安全、発展の利益を脅かし、中国の公民・組織の合法権益を損なうか否か；
- (四) その他の考慮すべき要素。

識別の結果、関連措置が外国の不当な域外管轄措置を構成した場合、国務院の法治部門は公表することができる。いかなる組織・個人も外国の不当な域外管轄措置を実行する、または実行に協力してはならない。

中国の公民・組織が特殊な状況により確かに外国の不当な域外管轄措置を実行する、または実行に協力する必要がある場合、国務院の法治部門に申告し、相応の事実と理由、実行する、または実行に協力する必要がある範囲等を提供しなければならず、業務メカニズムの意思決定プロセスに従って同意を得たのちに特定の範囲内で関連措置を実行する、または実行に協力することができる。

第七条 中国政府は関係する国家の実施する不当な域外管轄措置行為に対して評価を行い、リスク等級を定め、法に従って外交・外務、出入国、貿易、投資、国際効力、対外援助等の分野において報復または制限措置を講じることができる。

第八条 国務院の関係部門は業務メカニズムの意思決定プロセスに従って、外国の不当な域外管轄措置の実施を推進する、または実施に関与する外国の組織・個人を悪意のあるエンティティリストに掲載し、《中華人民共和国反外国制裁法》、《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》等に基づいて、それらに対して以下の一つまたは複数の報復および制限措置を講じ、公表することができる：

(一) 査証の発給拒否、入国禁止、査証の取消または期限付き出国（指定した期日までに出国させる処罰）、本国送還、国外退去；

(二) 関係者の中国国内における就労、逗留、居留資格の取消または制限；

(三) 中国国内の動産・不動産およびその他の各種財産の封印・留置・凍結；

(四) 中国国内の組織・個人がデータ・個人情報を提供すること、関連する取引、協力等の活動を行うことの禁止または制限；

(五) 中国と関係する輸出入活動に従事することの禁止または制限；

(六) 中国国内で投資することの禁止または制限；

(七) それらの製品、交通輸送手段の入国の禁止または制限；

(八) 罰金；

(九) その他の必要な措置。

前項に定める措置は悪意のあるエンティティリストに掲載された組織・個人が実質的に支配する、または設立・運営に関与する組織に適用することができる。

第九条 報復および制限措置を講じられた組織・個人は報復および制限措置の実施を決定した国務院の関係部門に関連する報復および制限措置を一時停止、変更または取り消す申請を行うことができ、申請時には行為の是正、行為の結果を解消するために講じた措置等の方面の事実と理由を提示しなければならない。

報復および制限措置の実施を決定した国務院の関係部門は実際の状況に基づいて報復および制限措置の実施状況および効果について評価を行うことができる。

報復および制限措置の実施を決定した国務院の関係部門は評価の結果または関連する申請の審査状況に基づいて、業務メカニズムの意思決定プロセスに従って報復または制限措置の一時停止、変更または取消の決定を下し、公表することができる。

第十条 関連する報復および制限措置を国務院の他の部門が実施する必要がある場合、報復または制限措置の実施・一時停止・変更または取消の決定を下した国務院の関係部門は業務メカニズムのプロセスに従って、関連する報復および制限措置の決定を実施の責任を負う国務院の関係部門に通告しなければならない。

関連する報復または制限措置の決定を受領した国務院の関係部門は、職責分担に従って実施しなければならない。

第十一条 関係する組織・個人が特殊な状況により確かに報復または制限措置を講じられた組織・個人と禁止または制限された関連活動を行う必要がある場合、報復または制限措置の実施を決定した国務院の関係部門に申告し相応の事実と理由を提供しなければならず、業務メカニズムの意思決定プロセスに従って同意を得た後に報復または制限措置を講じられた組織・個人と関連する活動を行うことができる。

第十二条 国務院の関係部門は外国の不当な域外管轄措置を実行した、または実行に協力した疑いのある組織・個人に対して現場検査、関連資料の調査および複写等の措置を講じることができる。関係する組織・個人は協力・連携し、拒否・妨害してはならない。

第十三条 国務院の関係部門は外国の不当な域外管轄措置を実行したまたは実行に協力した組織・個人に対して事情聴取を行う、是正するよう命じることができる。

国務院の法治部門は業務メカニズムの意思決定プロセスに従って、外国の不当な域外管轄措置を実行した、または実行に協力した組織・個人に対して外国の不当な域外管轄措置の実行を禁止する決定（以下、実行禁止令と略）を下すことができる。関係する組織・個人は実行禁止令を遵守しなければならない。

第十四条 いかなる組織・個人も外国の不当な域外管轄措置を実行する、または実行に協力し、中国の公民・組織の合法権益を侵害した場合、中国の公民・組織は法に従って人民法院に訴訟を提起し、侵害を停止し、損失を賠償するよう求めることができる。

第十五条 省級以上の人民政府の関係部門は職責分担に従って、中国の公民・組織が外国の不当な域外管轄に対応するための指導とサービスを提供する。

第十六条 業界団体・商工会議所は法律法規および定款に従って、業界の自律と協調の役割を果たし、会員が法に従って法令を遵守して経営するよう指導し、業界の要求を適時に反映し、会員に外国の不当な域外管轄への対応に関連する市場開拓、権益保護、紛争処理等の方面におけるサービスを提供する。

第十七条 本条例に定める報復および制限措置の実行を拒否する、または実行を回避する、あるいは実行禁止令に違反した場合、国务院の関係部門は是正するよう命じ、政府調達、公開入札および関係する貨物、技術の輸出入または国際サービス貿易等の活動に従事するのを禁止または制限する、データ、個人情報为中国国外から受け取るまた中国国外に提供するのを禁止または制限する、出入国、中国国内での逗留・居留を禁止または制限し、罰金に処すこと等ができる。

第十八条 本条例の規定に違反し、犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。

第十九条 反腐敗、独占禁止、反不正競争、輸出管理、データ安全、司法共助等に関わる反外国不当域外管轄の関連業務について、法律法規に別段の定めがある場合、その規定に従う。

外国国家が国際法および国際関係の基本準則に違反し、中国の公民・組織が第三国（地域）とその公民・組織と行う正常な経済貿易と関連活動を不当に禁止または制限したことに対応する業務について、国に別段の定めがある場合、その規定に従う。

第二十条 本条例は公布の日より施行する。

■

司法部の責任者が《中華人民共和国反外国不当域外管轄条例》について記者の質問に回答

2026年4月7日、国務院総理・李強は第835号国務院令に署名し、《中華人民共和国反外国不当域外管轄条例》（以下《条例》と略）を公布し、公布の日より施行した。このほど、司法部の責任者が《条例》の関連問題について記者の質問に答えた。

質問：《条例》が制定された背景について簡単にご説明ください。

回答：現在、世界の変化、時代の変化、歴史の変化はいまだかつてない形で展開しており、平和の赤字（欠損）、発展の赤字（欠損）、安全の赤字（欠損）、ガバナンスの赤字（欠損）が深刻化するなか、世界は新たな激動の変革期に入っている。中国は一貫して平和、発展、協力、ウィンウィンの旗印を高く掲げ、独立自主の平和外交政策を堅持し、相互尊重、公平正義、協力ウィンウィンの新しい国際関係の構築を推進し、グローバルガバナンス・イニシアチブを実践し、グローバルガバナンス体系がより公正で合理的な方向へ発展するよう推進し、人類運命共同体の構築を推進している。しかし、“ものごとは思い通りにならない”のである。最近、一部の国が多くの分野でもめごとを引きおこし、国内立法、法執行、司法等の手段を通じて我が国公民・組織に対して不当な域外管轄を頻繁に実施しており、中国の内政に深刻に干渉し、中国の国家と人民の利益を脅かし、国際法を深刻に破壊し、国連を核心とする多国間主義の国際秩序を侵食している。

習近平総書記は、法治による対応をより際立った位置に置き、ルールに従って発言し、ルールに基づいて事を処理し、我が国の政治の安全、経済の安全を守り、我が国の企業と公民の合法権益を守らなければならないと指摘している。中国共産党第20期中央委員会第4回全体会議では反制裁、反干渉、反“ロングアーム管轄”への闘争を強化することについて準備を行った。国家の主権、安全、発展の利益を守り、中国の公民・組織の合法権益を保護し、国際法を基礎とする国際秩序を守りために、我が国は外国の不当な域外管轄を受け入れないという原則的立場を立法の形式で旗印を鮮明にして示し、また《中華人民共和国国家安全法》、《中華人民共和国対外関係法》、《中華人民共和国反外国制裁法》等の法律に基づき、外国の不当な域外管轄に対応するための制度措置をより一層十全にし、法治による保証を強化する必要がある。

国務院の《条例》公布は、ある西側諸国の覇権主義と強権政治に反撃するための差し迫った必要であり、国の利益と人民の利益を守るための差し迫った必要であり、我が国が外部リスクによる挑戦に対応するための法治能力を効果的に向上させるための差し迫った必要であり、重要な現実的意義と長期的意義を持っている。

質問：《条例》の全体的な指針は何ですか？

回答：《条例》は以下のような全体的指針に従っている：第一に、党中央・国務院の関係する決定計画を徹底して着実に実施し、総体国家安全観を貫徹させ、国家の主権・安全・発展の利益を守り、中国の公民・組織の合法権益を保護する（※第一条・第二条）。第二に、国内法治と対外法治を統一的に計画し、法治の牽引、規範および支援的役割を活用し、中国の特色ある社会主義制度と国際法を基礎とする国際秩序をよりしっかりと守る（※第一条・第二条）。第三に、問題を導き手とすることを堅持する。ある西側諸国が国際法と国際関係の基本準則に違反して実施する不当な域外管轄措置に対して、我々が阻止・報復措置を実施する条件、手続きおよび関連規定に違反した場合の法的結果を明確にする。

質問：《条例》では不当な域外管轄に対応するためのどのような原則・立場を明らかにしたのですか？

回答：我が国は独立自主の平和外交政策を堅持し、平和共存五原則の堅持に基づいて世界各国との友好関係を発展させることを一貫して主張している。立法形式で報復措置を実施することは、ある西側諸国の“ロングアーム管轄”の濫用とは本質的に異なり、国際法や国際関係の基本準則に違反して実施する外国の不当な域外管轄に対応・反撃するための防御措置である。これを踏まえ、《条例》では中華人民共和国が独立自主の平和外交政策を堅持し、覇権主義と強権政治に反対し、いかなる国のいかなる口実、いかなる手段による中国の内政干渉に反対することを重ねて表明している（※第三条）。同時に、反外国不当域外管轄業務は総体国家安全観を貫徹させ、発展と安全を統一的に計画し、国内・国際統一的に計画し、中国の特色ある社会主義制度を守り、より公正で合理的なグローバルガバナンス体系の構築を推進するものであることを明確に定めている（※第二条）。

質問：《条例》では適用対象についてどのような点を考慮していますか？

回答：《条例》は主に外国国家が国際法や国際関係の基本準則に違反し、不当な域外管轄措置を実施し、中国の国家主権、安全、発展の利益を脅かし、中国公民・組織の合法權益を損なう状況（※第三条、第六条第二項（三））に対して、中国政府が相応の措置を講じるために制度的支援を提供している。《条例》はすでに公布し実施している《中華人民共和国反外国制裁法》、《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》等の法律法規と制度的な相乗効果を形成し、法治による対応装置の根拠をより強固にしている（※第八条）。

質問：《条例》では外国の不当な域外管轄措置の識別と阻止において、どのような規定を設けていますか？

回答：第一に、国務院の法治部門は他の関係機関と共同で外国の不当な域外管轄措置の識別業務を行い、調査および対外交渉等を行うことが出来る。関係する組織・個人は国務院の法治部門に識別業務を行う提案を提出することができる（※第六条第一項）。

第二に、外国の不当な域外管轄措置の識別業務を行う際の総合的に考慮しなければならない要素を定めている。これには国際法および国際関係の基本準則に違反しているか否か、外国国家による域外管轄の行為と当該国との関連性は適切であるか否か、中国の国家主権、安全、発展の利益を脅かし、中国の公民・組織の合法權益を損なうか否か等が含まれている（※第六条第二項）。

第三に、（不当な域外管轄措置の）阻止のための措置を定めている。識別の結果、関連措置が外国の不当な域外管轄措置を構成した場合、国務院の法治部門は公表することができる。いかなる組織・個人も外国の不当な域外管轄措置を実行する、または実行に協力してはならない（※第六条第三項）。

第四に、関連する免除制度を明確にしている。中国の公民・組織が特殊な状況により確かに外国の不当な域外管轄措置を実行する、または実行に協力する必要がある場合、国務院の法治部門に申告し、相応の事実と理由、実行する、または実行に協力する必要がある範囲等を提供しなければならず、業務メカニズムの意思決定プロセスに従って同意を得たのちに特定の範囲内で関連措置を実行する、または実行に協力することができる（第六条第四項）。

質問：《条例》では実行禁止令制度を定めていますが、主にどのような点を考慮していますか？

回答：多くの国や地域が禁止令等の制度を通じて、外国の“ロングアーム管轄”に対して阻止や報復を行っている。《条例》では国外の関連するやり方を参考にし、実践の需要と結び付けて、精確に適用するための実行禁止令制度を構築しており、国务院の法治部門は業務メカニズムの意思決定プロセスに従って、外国の不当な域外管轄措置を実行した、または実行に協力した組織・個人に対して外国の不当な域外管轄措置の実行を禁止する決定、すなわち実行禁止令を下し（※第十三条）、また実行禁止令に違反する行為に対して法的責任を設け（※第十七条）、外国の不当な域外管轄措置を阻止するためにより強力な制度的支援を提供した。

質問：《条例》では外国の不当な域外管轄に対してどのような報復措置を設けましたか？

回答：第一に、国家レベルでの報復措置を明確にした。《条例》では、中国政府は関係する国家の実施する不当な域外管轄措置行為に対して評価を行い、リスク等級を定め、法に従って外交・外務、出入国、貿易、投資、国際効力、対外援助等の分野において報復または制限措置を講じることができると規定し、関係方面が措置を講じるためにより明確な法的権限を与えた（※第七条）。

第二に、悪意あるエンティティリスト制度を構築した。《条例》では、国务院の関係部門は業務メカニズムの意思決定プロセスに従って、外国の不当な域外管轄措置の実施を推進する、または実施に関与する外国の組織・個人を悪意のあるエンティティリストに掲載し、報復または制限措置を講じることが定めるとともに（※第八条）、関連手続き（※第九～十条）と免除制度（※第十一条）等を明確にした。

質問：《条例》では外国の不当な域外管轄において、どのようなサービス支援制度を定めましたか？

回答：第一に、中国の公民・組織は外国の不当な域外管轄措置を実行した、または実行に協力した関係する組織・個人が、その合法権益を侵害する行為について法に従って提訴することができることを明確にした（※第十四条）。

第二に、省級以上の人民政府の関係部門は職責分担に従って、中国の公民・組織が外国の不当な域外管轄に対応するための指導とサービスを提供することを明確にした（第十五条）。

第三に、業界団体・商工会議所は法律法規および定款に従って、業界の自律と強調の役割を果たし、会員が法に従って法令を遵守して経営するよう指導し、業界の要求を適時に反映し、会員に外国の不当な域外管轄への対応に関連する市場開拓、権益保護、紛争処理等の方面におけるサービスを提供することを定めた（第十六条）。

■